

入札参加者各位

札幌市長 秋元 克広



工事及び除雪業務関係事故の防止等について

日頃から札幌市の行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年も、施工環境が厳しくなる季節を迎え、工事及び除雪業務関係事故の発生が懸念される時期となりました。

また、工事及び除雪業務を適正かつ円滑に行うためには、労働者の雇用・労働条件及び元請・下請関係等の一層の適正化の推進や、契約に関する不正行為の排除に努めることも大変重要です。

つきましては、下記に掲げる事項に留意し、事故の防止等に一層努められるようお願い申し上げます。

◆重要項目

工事及び除雪業務関係事故の防止について・・・1(1)~(3)

冬期間は、降雪等により施工環境や道路状況が悪化します。特にスリップや視界不良等による冬型の事故は第三者を巻き込んだ人身事故に至る危険性が高まりますので、安全管理の徹底に努めてください。

◆今年度の変更箇所

- 1 建設労働者の雇用・労働条件改善について（社会保険等未加入対策について）・・・3(2)
- 2 消費税率の適正な転嫁について（平成31年10月1日からの消費税率引上げに伴う対応について）・・・8

記

1 工事及び除雪業務関係事故の防止について

(1) 工事及び除雪業務における事故の防止について

工事の施工及び除雪業務の履行にあたっては、公衆に対する事故、工事等関係者事故、工事現場等での火災の発生を防止するため、機会あるごとに注意を喚起し、関係者全員が安全対策の実行者としての役割を自覚するとともに、今後とも従業員員の安全教育、保安要員の適正配置及び使用機材・機械の再点検等の実施により、事故の防止に努めてください。

(2) 工事及び除雪業務に係る交通事故の防止等について

冬期間においては、道路状況が刻一刻と変化し、事故発生の危険性が高まるため車両の運転には細心の注意が必要となります。このためダンプトラックや作業車両の運転手に対して、徹底した交通安全指導を図り、交通事故防止に努めてください。

特に除排雪作業においては、機械の内輪差や外輪差、死角を十分に理解し、通行人や通行車両に加え、交通誘導員等と接触事故を起こすことのないよう安全確認を徹底してください。

また、過積載防止のため、積載量の遵守と下請企業に対しての指導を十分に行ってください。自動車の車両総重量の超過は、交通事故や道路構造に大きな影響を及ぼすことから、車両制限令、道路運送車両の保安基準の規定を遵守してください。

なお、ダンプトラック等の使用にあたっては、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」第12条に基づく団体の加入者又は「貨物自動車運送事業法」第43条に基づく団体により認定された安全性優良事業所の使用の促進に努めてください。

(3) 交通誘導員の適切な配置について

冬期間においては、積雪等により、特に工事現場への車両の出入りにおいて事故の発生が懸念されますので、「交通誘導員の円滑な確保について（平成29年6月8日付国土入企第3号）」を踏まえ、交通誘導員の適切な配置に努めてください。

また、路面凍結による車両のスリップ等の可能性を考慮し、防護柵等の設置や退避場所の確保など、交通誘導員の安全確保に十分配慮してください。

2 適正な下請契約の締結等について

建設業法等に加え、国土交通省から建設業団体の長あてに送付された「技能労働者への適切な賃金水準の確保について（平成30年2月16日付国土入企第28号）」を踏まえ、適切に対応されるようお願いいたします。

(1) 下請契約の締結について

下請企業との契約にあたっては、下記事項に留意してください。

ア 元請企業と下請企業の間においては、建設業法に基づき、下請負に係る責任の範囲及び施工条件を明確にし、適正な価格で書面による契約を締結すること。

イ 見積書に関しては、法定福利費を適正に確保できるよう、専門工事業団体が作成した標準見積書を活用し、法定福利費が内訳明示された見積書の提出を働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。

ウ 共同企業体施工の工事においては、共同企業体名による下請契約を締結し、共同企業体各構成員と下請負人の権利義務関係を明確にすること。

(2) 下請代金支払の適正化について

下請代金の支払いについては、下記事項に留意してください。

ア 下請代金の支払には前払金を活用し、できるだけ早く、できる限り現金払とすること。

イ 現金払と手形払を併用する場合でも、可能な限り現金払の割合を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。

ウ 手形期間は90日以内を基本とし、段階的に短縮して将来的には60日以内とするよう努めること。

エ 下請企業に対し、技能労働者へ社会保険料の本人負担分を含んだ適切な水準の賃金を支払い、法令が求める社会保険等に参加させることを要請するなど特段の配慮をすること。

(3) 下請企業への指導について

上記(1)及び(2)は、下請企業が他の事業者にも再下請する際も遵守するよう指導に努めてください。

3 建設労働者福祉の向上について

(1) 建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）の加入促進について

下記の点を踏まえ、建退共の加入促進に努めてください。

ア 元請企業は、下請企業の加入・普及が十分促進されるよう指導に努めること。

イ 元請企業は、建退共の掛金収納書を札幌市（契約管理課）に提出すること（1ヵ月以内）。

ウ 元請企業は、自ら及び下請企業の建退共の対象労働者の共済証紙貼付実績について記録した実績書を札幌市（契約管理課）に提出すること（受渡書提出時）。

(2) 労働者の雇用・労働条件改善について

札幌市発注工事及び除雪業務においては、必要な労働者の確保に万全を期し、働き方改革の趣旨を踏まえ、労働時間の短縮、労働災害の防止及び退職金制度の加入等雇用・労働条件の改善に努めるとともに、下請契約に係る工期の適正化に取り組んでください。併せて、前述の「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を踏まえ、適切に対応するようお願いします。

また、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」（国土交通省）を踏まえ、雇用保険、労働者災害補償保険（以下、「労災保険」という。）、健康保険及び厚生年金保険への加入が義務付けられている下請企業がそれらの法定保険に加入していない場合、元請企業は下請企業に対し、各種法定保険への加入等について指導を行うこととし、工事中において社会保険等に参加義務があるにもかかわらず未加入の企業を下請契約の相手方としないようご注意ください。

なお、労災保険に加入できない運送事業者、大工、左官、とびなど労働者を使用しないで建設等の事業を行うことを常態とするいわゆる一人親方について、労働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の者に対して特別に労災保険への任意加入を認める「特別加入制度」の周知に努めてください。

4 地域建設業経営強化融資制度等の活用について

平成20年11月に、元請企業が公共工事発注者に対して有する工事請負代金債権について流動化を促進することを目的とした「地域建設業経営強化融資制度」が国土交通省において創設され、札幌市においても、同年11月に「公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡を活用した融資制度及び地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾等に関する事務取扱要領」を定めました。

については、上記制度を積極的に活用し、元請企業は経営の安定化を図るとともに、支払計画等に基づく下請代金の適正な支払いに十分留意してください。

5 経営事項審査の取扱いについて

公共工事を請け負おうとする者は、建設業法に定める「経営事項審査」を受けることが義務付けられており、営業年度が終了する都度、経営事項審査の申請を行う必要があります。経営事項審査の有効期間に空白が生じると、工事の契約ができないことがありますので、営業年度の決算を終えましたら、忘れずに申請を行うようお願いいたします。

なお、札幌市の入札参加資格審査においては、経営事項審査の総合評定値（P点）を請求し、その通知を受けていることが必要となります。

6 不正行為の排除の徹底について

(1) 入札における不正行為の排除等について

札幌市や公共工事を担う建設事業者にとって市民の信用・信頼は、欠かすことができないものでありますが、一度、不正行為が起きると、それを起こした一部の者に対してだけでなく、札幌市や建設業に携わる者全体に対する不信感を生じさせることとなります。

そのため、札幌市ではコンプライアンスの取り組みをさらに強化するなど不正行為を起しにくい起こさせない仕組みづくりを進めているところでありますが、建設業に携わる皆様におかれましても、是非とも、企業内のコンプライアンスの取り組み強化など不正行為の排除に向けてご協力をお願いいたします。また、コンプライアンスの強化にあたっては、本文書に掲げる各種関係法令のほか、所得税法や地方税法など各企業に義務付けられている法令全般について遵守するよう取り組んでください。

(2) 一括下請負の禁止について

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」により、一括下請負は全面的に禁止されております。札幌市発注工事において、このような行為が発覚した場合には、厳正に対処します。

7 職員に対する虚礼廃止の徹底について

職員に対しては、市民の疑惑や不信を招くことのないよう、職務上関係する企業等との会食、中元・歳暮その他贈答品の授受などは、禁止しており、違反行為等に対しては厳正な処分を講ずることとしております。同時に、このような行為を行った企業に対しても、参加停止など厳しい措置を講じます。

8 消費税率の適正な転嫁について

平成25年10月に施行された「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（平成25年法律第41号）では、元請企業が下請企業に対し、一方的に消費税額を削減する転嫁拒否等の行為を禁止しています。

特に、国土交通省から建設業団体の長あてに送付された「下請契約及び下請代金支払の適

正化並びに施工管理の徹底等について（平成30年12月3日付国土建推第21号）」を踏まえ、平成31年10月1日からの消費税率の引上げに伴い、建設工事の請負契約については、平成31年4月1日以降に請負契約を締結し、平成31年10月1日以降に引渡しを行う場合、新税率が適用されることから、平成31年9月30日までに引渡しが予定されている工事の対応については十分留意してください。

引き続き、同法及び建設業法を遵守し、適切な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払を行っていただくようお願いいたします。

問い合わせ先：財政局管財部契約管理課 TEL 011-211-2442